

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成25年12月2日
【会社名】	新関西国際空港株式会社
【英訳名】	NEW KANSAI INTERNATIONAL AIRPORT COMPANY, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 安藤 圭一
【本店の所在の場所】	大阪府泉佐野市泉州空港北1番地
【電話番号】	072-455-2123
【事務連絡者氏名】	財務部長 松平 正裕
【最寄りの連絡場所】	大阪府泉佐野市泉州空港北1番地
【電話番号】	072-455-2123
【事務連絡者氏名】	財務部長 松平 正裕
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【届出の対象とした募集金額】	一般募集 第7回社債（一般担保付）（3年債）10,000,000,000円 一般募集 第8回社債（一般担保付）（5年債）10,000,000,000円 一般募集 第9回社債（一般担保付）（15年債）10,000,000,000円 計 30,000,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年11月18日付をもって近畿財務局長に提出した有価証券届出書及び平成25年11月28日付をもって近畿財務局長に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成25年12月2日に振替社債の総額を決定し、引受人及び引受けの条件等を内定しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行社債（短期社債を除く。）（3年債）
券面総額又は振替社債の総額の欄
発行価額の総額の欄
利率の欄
申込期間の欄
払込期日の欄
欄外注記
- 2 社債の引受け及び社債管理の委託（3年債）
(1) 社債の引受け
- 3 新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）
券面総額又は振替社債の総額の欄
発行価額の総額の欄
利率の欄
申込期間の欄
払込期日の欄
欄外注記
- 4 社債の引受け及び社債管理の委託（5年債）
(1) 社債の引受け
- 5 新規発行社債（短期社債を除く。）（15年債）
券面総額又は振替社債の総額の欄
発行価額の総額の欄
利率の欄
申込期間の欄
払込期日の欄
欄外注記
- 6 社債の引受け及び社債管理の委託（15年債）
(1) 社債の引受け
- 7 新規発行による手取金の使途
(1) 新規発行による手取金の額
(2) 手取金の使途

3【訂正箇所】

訂正箇所は、_____ 罫で示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行社債(短期社債を除く。)(3年債)】

券面総額又は振替社債の総額の欄

(訂正前)

券面総額又は振替社債の総額(円)	金10,000,000,000円 (注)13
------------------	------------------------

(訂正後)

券面総額又は振替社債の総額(円)	金10,000,000,000円
------------------	------------------

発行価額の総額の欄

(訂正前)

発行価額の総額(円)	金10,000,000,000円(有価証券届出書提出日現在の見込額である。)
------------	--

(訂正後)

発行価額の総額(円)	金10,000,000,000円
------------	------------------

利率の欄

(訂正前)

利率(%)	未定 (第284回国債の流通利回り(年2回複利ベース)に0.08%を加えた率~ 同利回りに0.13%を加えた率を仮条件とする。) (注)14
-------	--

(訂正後)

利率(%)	未定 (第284回国債の流通利回り(年2回複利ベース)に0.08%を加えた率~ 同利回りに0.13%を加えた率を仮条件とする。) (注)13
-------	--

申込期間の欄

(訂正前)

申込期間	平成25年12月11日 (注)15
------	-------------------

(訂正後)

申込期間	平成25年12月11日 (注)14
------	-------------------

払込期日の欄

(訂正前)

払込期日	平成25年12月18日 (注)15
------	-------------------

(訂正後)

払込期日	平成25年12月18日 (注)14
------	-------------------

欄外注記

(訂正前)

(注)

< 前略 >

13. 振替社債の総額については、上記の通り内定しておりますが、需要状況を勘案したうえで増減することがあり、平成25年11月29日から平成25年12月2日までの間に正式に決定する予定であります。

14. 利率については、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、平成25年12月6日から平成25年12月11日までの間に決定する予定であります。

15. 申込期間及び払込期日については、上記の通り内定しておりますが、利率の決定日において正式に決定する予定であります。なお、申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は最長で平成25年11月28日から平成25年12月11日までを予定しておりますが、実際の利率の決定については、平成25年12月6日から平成25年12月11日までのいずれかの日（以下「利率等決定日」という。）を予定しております。

したがいまして、

利率等決定日が平成25年12月6日の場合、申込期間は「平成25年12月6日」、払込期日は「平成25年12月18日」

利率等決定日が平成25年12月9日の場合、申込期間は「平成25年12月9日」、払込期日は「平成25年12月18日」

利率等決定日が平成25年12月10日の場合、申込期間は「平成25年12月10日」、払込期日は「平成25年12月18日」

利率等決定日が平成25年12月11日の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますのでご注意ください。

(訂正後)

(注)

< 前略 >

13. 利率については、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、平成25年12月6日から平成25年12月11日までの間に決定する予定であります。

14. 申込期間及び払込期日については、上記の通り内定しておりますが、利率の決定日において正式に決定する予定であります。なお、申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は最長で平成25年11月28日から平成25年12月11日までを予定しておりますが、実際の利率の決定については、平成25年12月6日から平成25年12月11日までのいずれかの日（以下「利率等決定日」という。）を予定しております。

したがいまして、

利率等決定日が平成25年12月6日の場合、申込期間は「平成25年12月6日」、払込期日は「平成25年12月18日」

利率等決定日が平成25年12月9日の場合、申込期間は「平成25年12月9日」、払込期日は「平成25年12月18日」

利率等決定日が平成25年12月10日の場合、申込期間は「平成25年12月10日」、払込期日は「平成25年12月18日」

利率等決定日が平成25年12月11日の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますのでご注意ください。

(注)13の全文削除並びに14及び15の番号変更

2 【社債の引受け及び社債管理の委託（3年債）】

(1) 【社債の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
------------	----	---------------	--------

未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 1
計		10,000(注) 2	

(注) 1. 元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち、主たるものはS M B C日興証券株式会社(東京都千代田区丸の内三丁目3番1号)、大和証券株式会社(東京都千代田区丸の内一丁目9番1号)、みずほ証券株式会社(東京都千代田区大手町一丁目5番1号)及び野村證券株式会社(東京都中央区日本橋一丁目9番1号)に内定しておりますが、その他の引受人の氏名又は名称及びその住所並びに各引受人の引受金額、引受けの条件については、平成25年11月29日から平成25年12月2日までの間に決定し、平成25年12月6日から平成25年12月11日までの間に引受並びに募集取扱契約を締結する予定であります。

2. 引受金額の合計額については、平成25年11月29日から平成25年12月2日までの間に正式に決定する予定であります。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	3,000	1 引受人は本社債の全額につき共同して引受並びに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。 2 本社債の引受手数料は額面100円につき金17.5銭とする。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,500	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	2,500	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	2,000	
計		10,000	

(注) 引受人の氏名又は名称、住所及び引受金額並びに引受けの条件については、上記の通り内定しておりますが、平成25年12月6日から平成25年12月11日までの間に引受並びに募集取扱契約を締結する予定であります。

(注) 1の番号削除及び2の全文削除

3 【新規発行社債(短期社債を除く。)(5年債)】

券面総額又は振替社債の総額の欄

(訂正前)

券面総額又は振替社債の総額(円)	金5,000,000,000円 (注)13
------------------	-----------------------

(訂正後)

券面総額又は振替社債の総額(円)	金10,000,000,000円
------------------	------------------

発行価額の総額の欄

(訂正前)

発行価額の総額(円)	金5,000,000,000円(有価証券届出書提出日現在の見込額である。)
------------	---------------------------------------

(訂正後)

発行価額の総額(円)	金10,000,000,000円
------------	------------------

利率の欄

(訂正前)

利率(%)	未定 (第298回国債の流通利回り(年2回複利ベース)に0.09%を加えた率~同利回りに0.13%を加えた率を仮条件とする。) (注)14
-------	--

(訂正後)

利率(%)	未定 (第298回国債の流通利回り(年2回複利ベース)に0.09%を加えた率~同利回りに0.13%を加えた率を仮条件とする。) (注)13
-------	--

申込期間の欄

(訂正前)

申込期間	平成25年12月11日 (注)15
------	-------------------

(訂正後)

申込期間	平成25年12月11日 (注)14
------	-------------------

払込期日の欄

(訂正前)

払込期日	平成25年12月18日 (注)15
------	-------------------

(訂正後)

払込期日	平成25年12月18日 (注)14
------	-------------------

欄外注記

(訂正前)

(注)

< 前略 >

13. 振替社債の総額については、上記の通り内定しておりますが、需要状況を勘案したうえで増減することがあり、平成25年11月29日から平成25年12月2日までの間に正式に決定する予定であります。
14. 利率については、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、平成25年12月6日から平成25年12月11日までの間に決定する予定であります。
15. 申込期間及び払込期日については、上記の通り内定しておりますが、利率の決定日において正式に決定する予定であります。なお、申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は最長で平成25年11月28日から平成25年12月11日までを予定しておりますが、実際の利率の決定については、平成25年12月6日から平成25年12月11日までのいずれかの日(以下「利率等決定日」という。)を予定しております。

したがいまして、

利率等決定日が平成25年12月6日の場合、申込期間は「平成25年12月6日」、払込期日は「平成25年12月18日」

利率等決定日が平成25年12月9日の場合、申込期間は「平成25年12月9日」、払込期日は「平成25年12月18日」

利率等決定日が平成25年12月10日の場合、申込期間は「平成25年12月10日」、払込期日は「平成25年12月18日」

利率等決定日が平成25年12月11日の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますのでご注意ください。

(訂正後)

(注)

< 前略 >

13. 利率については、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、平成25年12月6日から平成25年12月11日までの間に決定する予定であります。
14. 申込期間及び払込期日については、上記の通り内定しておりますが、利率の決定日において正式に決定する予定であります。なお、申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は最長で平成25年11月28日から平成25年12月11日までを予定しておりますが、実際の利率の決定については、平成25年12月6日から平成25年12月11日までのいずれかの日（以下「利率等決定日」という。）を予定しております。

したがって、

利率等決定日が平成25年12月6日の場合、申込期間は「平成25年12月6日」、払込期日は「平成25年12月18日」

利率等決定日が平成25年12月9日の場合、申込期間は「平成25年12月9日」、払込期日は「平成25年12月18日」

利率等決定日が平成25年12月10日の場合、申込期間は「平成25年12月10日」、払込期日は「平成25年12月18日」

利率等決定日が平成25年12月11日の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますのでご注意ください。

(注)13の全文削除並びに14及び15の番号変更

4 【社債の引受け及び社債管理の委託（5年債）】

(1) 【社債の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 1
計		5,000(注) 2	

(注) 1. 元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち、主たるものはSMB C日興証券株式会社（東京都千代田区丸の内三丁目3番1号）、大和証券株式会社（東京都千代田区丸の内一丁目9番1号）、みずほ証券株式会社（東京都千代田区大手町一丁目5番1号）及び野村證券株式会社（東京都中央区日本橋一丁目9番1号）に内定しておりますが、その他の引受人の氏名又は名称及びその住所並びに各引受人の引受金額、引受けの条件については、平成25年11月29日から平成25年12月2日までの間に決定し、平成25年12月6日から平成25年12月11日までの間に引受並びに募集取扱契約を締結する予定であります。

2. 引受金額の合計額については、平成25年11月29日から平成25年12月2日までの間に正式に決定する予定であります。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	3,000	1 引受人は本社債の全額につき共同して引受並びに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。 2 本社債の引受手数料は額面100円につき金22.5銭とする。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,500	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	2,500	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	2,000	

計		10,000	
---	--	--------	--

(注) 引受人の氏名又は名称、住所及び引受金額並びに引受けの条件については、上記の通り内定しておりますが、平成25年12月6日から平成25年12月11日までの間に引受並びに募集取扱契約を締結する予定であります。

(注) 1の番号削除及び2の全文削除

5 【新規発行社債（短期社債を除く。）（15年債）】

券面総額又は振替社債の総額の欄

（訂正前）

券面総額又は振替社債の総額（円）	金5,000,000,000円 (注)13
------------------	-----------------------

（訂正後）

券面総額又は振替社債の総額（円）	金10,000,000,000円
------------------	------------------

発行価額の総額の欄

（訂正前）

発行価額の総額（円）	金5,000,000,000円（有価証券届出書提出日現在の見込額である。）
------------	---------------------------------------

（訂正後）

発行価額の総額（円）	金10,000,000,000円
------------	------------------

利率の欄

（訂正前）

利率（％）	未定 （第108回国債の流通利回り（年2回複利ベース）に0.14%を加えた率～同利回りに0.19%を加えた率を仮条件とする。） (注)14
-------	--

（訂正後）

利率（％）	未定 （第108回国債の流通利回り（年2回複利ベース）に0.14%を加えた率～同利回りに0.19%を加えた率を仮条件とする。） (注)13
-------	--

申込期間の欄

（訂正前）

申込期間	平成25年12月11日 (注)15
------	-------------------

（訂正後）

申込期間	平成25年12月11日 (注)14
------	-------------------

払込期日の欄

（訂正前）

払込期日	平成25年12月18日 (注)15
------	-------------------

(訂正後)

払込期日	平成25年12月18日 (注)14
------	-------------------

欄外注記

(訂正前)

(注)

< 前略 >

13. 振替社債の総額については、上記の通り内定しておりますが、需要状況を勘案したうえで増減することがあり、平成25年11月29日から平成25年12月2日までの間に正式に決定する予定であります。

14. 利率については、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、平成25年12月6日から平成25年12月11日までの間に決定する予定であります。

15. 申込期間及び払込期日については、上記の通り内定しておりますが、利率の決定日において正式に決定する予定であります。なお、申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は最長で平成25年11月28日から平成25年12月11日までを予定しておりますが、実際の利率の決定については、平成25年12月6日から平成25年12月11日までのいずれかの日(以下「利率等決定日」という。)を予定しております。

したがって、

利率等決定日が平成25年12月6日の場合、申込期間は「平成25年12月6日」、払込期日は「平成25年12月18日」

利率等決定日が平成25年12月9日の場合、申込期間は「平成25年12月9日」、払込期日は「平成25年12月18日」

利率等決定日が平成25年12月10日の場合、申込期間は「平成25年12月10日」、払込期日は「平成25年12月18日」

利率等決定日が平成25年12月11日の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、

となりますのでご注意ください。

(訂正後)

(注)

< 前略 >

13. 利率については、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、平成25年12月6日から平成25年12月11日までの間に決定する予定であります。

14. 申込期間及び払込期日については、上記の通り内定しておりますが、利率の決定日において正式に決定する予定であります。なお、申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は最長で平成25年11月28日から平成25年12月11日までを予定しておりますが、実際の利率の決定については、平成25年12月6日から平成25年12月11日までのいずれかの日(以下「利率等決定日」という。)を予定しております。

したがって、

利率等決定日が平成25年12月6日の場合、申込期間は「平成25年12月6日」、払込期日は「平成25年12月18日」

利率等決定日が平成25年12月9日の場合、申込期間は「平成25年12月9日」、払込期日は「平成25年12月18日」

利率等決定日が平成25年12月10日の場合、申込期間は「平成25年12月10日」、払込期日は「平成25年12月18日」

利率等決定日が平成25年12月11日の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、

となりますのでご注意ください。

(注)13の全文削除並びに14及び15の番号変更

6 【社債の引受け及び社債管理の委託(15年債)】

(1) 【社債の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 1
計		5,000(注) 2	

(注) 1. 元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち、主たるものはS M B C日興証券株式会社(東京都千代田区丸の内三丁目3番1号)、大和証券株式会社(東京都千代田区丸の内一丁目9番1号)、みずほ証券株式会社(東京都千代田区大手町一丁目5番1号)及び野村證券株式会社(東京都中央区日本橋一丁目9番1号)に内定しておりますが、その他の引受人の氏名又は名称及びその住所並びに各引受人の引受金額、引受けの条件については、平成25年11月29日から平成25年12月2日までの間に決定し、平成25年12月6日から平成25年12月11日までの間に引受並びに募集取扱契約を締結する予定であります。

2. 引受金額の合計額については、平成25年11月29日から平成25年12月2日までの間に正式に決定する予定であります。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	3,000	1 引受人は本社債の全額につき共同して引受並びに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。 2 本社債の引受手数料は額面100円につき金35銭とする。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,500	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	2,500	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	2,000	
計		10,000	

(注) 引受人の氏名又は名称、住所及び引受金額並びに引受けの条件については、上記の通り内定しておりますが、平成25年12月6日から平成25年12月11日までの間に引受並びに募集取扱契約を締結する予定であります。

(注) 1の番号削除及び2の全文削除

7 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
20,000	56	19,944

(注) 1. 上記金額は、第7回社債(一般担保付)、第8回社債(一般担保付)及び第9回社債(一般担保付)の合計金額であります。

2. 上記金額は、有価証券届出書提出日現在の見込額であります。

3. 上記発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(訂正後)

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
30,000	86	29,914

- (注) 1. 上記金額は、第7回社債(一般担保付)、第8回社債(一般担保付)及び第9回社債(一般担保付)の合計金額であります。
2. 上記発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(注) 2の全文削除及び3の番号変更

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

上記の差引手取概算額19,944百万円は、全額を連結子会社である関西国際空港土地保有株式会社への融資資金として、平成25年12月に充当する予定であります。

関西国際空港土地保有株式会社は、全額を関西国際空港土地保有株式会社第15回社債の償還資金に充当する予定であります。

(訂正後)

上記の差引手取概算額29,914百万円は、全額を連結子会社である関西国際空港土地保有株式会社への融資資金として、平成25年12月に充当する予定であります。

関西国際空港土地保有株式会社は、19,998百万円を平成25年12月20日に償還期限を迎える関西国際空港土地保有株式会社第15回社債の償還資金に、残額を平成25年12月20日に償還期限を迎える関西国際空港土地保有株式会社第27回社債の償還資金の一部に充当する予定であります。